

○毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

平成4年9月28日

条例第26号

改正 平成6年9月30日条例第19号

平成9年9月26日条例第19号

平成10年6月18日条例第26号

平成12年12月15日条例第40号

平成13年9月12日条例第22号

平成15年3月12日条例第8号

平成18年9月11日条例第40号

平成19年3月14日条例第4号

平成20年3月12日条例第12号

平成20年6月12日条例第20号

平成21年6月11日条例第22号

平成22年9月10日条例第9号

平成24年3月12日条例第7号

平成26年9月10日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）
- (3) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第2号に該当するものを除く。）

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、毛呂山町（以下「町」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、

組合員、加入者若しくは被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるとき、次の各号の者は対象者としな

- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの父
- (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となるときの養育者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
 - (3) 規則で定める施設に入所している者
 - (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
 - (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者
- （所得の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同

じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号の所得が、税の申告を行わないことにより確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、毛呂山町長（以下「町長」という。）に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 町長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 町は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次に掲げる自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 外来の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

(2) 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法

（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課税されていないとき（所得の申告をしないことにより市町村民税が課税されていない場合を除く。）、又は毛呂山町税条例（昭和39年毛呂山町条例第4号）第51条の規定により町民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象に係る一部負担金

(2) 薬局における一部負担金

(3) 治療用装具の製作費にかかる一部負担金

(支給の方法)

第7条 町長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給費の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第19号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。

3 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則 (平成10年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成12年条例第40号)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年条例第22号)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年条例第8号)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

ただし、改正前の条例第5条の規定により、受給者証の交付を受けている対象者（ひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る。）は、なお従前のおりとし、改正後の条例第8条第2項の届出から適用する。

附 則（平成24年条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年9月28日

規則第26号

改正 平成5年9月29日規則第26号

平成6年10月1日規則第32号

平成8年7月31日規則第19号

平成9年1月29日規則第5号

平成9年9月1日規則第24号

平成9年9月26日規則第27号

平成10年3月31日規則第17号

平成10年6月18日規則第28号

平成10年7月31日規則第34号

平成11年2月25日規則第5号

平成11年8月4日規則第23号

平成12年12月27日規則第46号

平成13年2月9日規則第3号

平成13年9月12日規則第39号

平成14年8月26日規則第26号

平成15年3月12日規則第13号

平成15年7月15日規則第29号

平成18年8月30日規則第29号

平成19年3月14日規則第11号

平成19年5月17日規則第29号

平成20年3月12日規則第15号

平成20年6月13日規則第29号

平成21年6月26日規則第15号

平成21年12月9日規則第36号

平成22年9月30日規則第25号

平成24年7月2日規則第18号

平成24年10月11日規則第23号

平成26年2月13日規則第3号
平成26年9月24日規則第20号
平成26年9月29日規則第21号
平成27年12月28日規則第28号
平成28年3月31日規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年毛呂山町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(父母の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(父母の状態)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
- (条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (施設)

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
 - (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設
- (他の医療費支給事業)

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年毛呂山町条例第19号）及び毛呂山町こども医療費支給に関する条例（平成19年毛呂山町条例第10号）に基づく医療費支給事業とする。

(所得の制限)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又

は母がないもの

(2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、申請日の前々年の所得。条例第8条第2項の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第244号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父、又は同項同号に規定する父の場合にあつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(所得額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額及び養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

(所得の特例)

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火

災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を町長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（次号の適用がある養育者を除く。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項別表第3で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（第9条各号に掲げる児童の養育者に限る。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項別表第4で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第9条第2項別表第5で定める額以上であるとき 前各号で支給されたひとり親家庭等医療費

（受給者証の交付）

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（様式第1号）に、条例第3条第1項の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。また、条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第4号及び第5号の書類を添えて条例第5条の規定による申請を行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (3の2) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 前年（1月から6月に申請するものについては前々年）の所得の状況を証する書類
- (6) 養育費申告書（様式第2号の2）
- (7) 前各号のほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 毛呂山町長（以下「町長」という。）は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 町長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 町長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の

規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうちいずれか早い日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

(1) 対象者に異動があった後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、異動があった日

(2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、転入日

(3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日

（受給者証の返還）

第15条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失つたときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）により町長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失つた受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を町長に返還しなければならない。

（支給の方法）

第17条 医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所若しくは薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払つた額について、ひとり

親家庭等医療費支給申請書（様式第6号）により町長に申請しなければならない。

（支給決定の通知）

第18条 町長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第7号）に記載し、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（届出義務）

第19条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届（様式第9号）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（様式第1号）に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

（受給者証の更新、支給停止の通知等）

第20条 町長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、又は同条の規定により対象者としないと決定したときはひとり親家庭等医療費支給停止通知書により通知するものとする。

2 町長は、受給者が条例第3条の対象者に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第10号）により、当該受給者であったものに通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第21条 町長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年8月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第32号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第19号）

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成8年10月1日から適用する。

ただし、平成8年10月1日以前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成9年8月1日から適用する。

附 則（平成9年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第6号の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第17号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第6条第5号の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第28号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項第1号の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 改正前の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成10年規則第34号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第46号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後の診療分について適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第39号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第29号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則（第11条第1項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める改正規定を除く。）による改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成15年3月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第36号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成22年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式による申請及び届出は、この規則による改正後の毛

呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定の様式による申請及び届出とみなす。また、この規則の施行の際現に改正前の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができることとする。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年規則第23号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成24年8月1日において改正後の規則で新たに「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童」として対象となった児童を、施行日において現に監護し、養育している者が、公布の日までの間に受給者証の交付申請をしたときは、受給者証の始期は平成24年8月1日からとする。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの

- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの

- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円を、その額に加算した額)

別表第4 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円

2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
------	---

別表第5 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

様式第2号(その1)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所
氏 名

様式第2号(その2)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所
氏 名

様式第2号(その3)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院暦 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所
氏 名

様式第2号(その4)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所

氏 名

様式第2号(その5)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1実父(母) 2義父(母) 3認知した父
遺棄の区分	1父親が家出 2母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1不明 2判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1無 2有(頻度)
仕送り	1無 2有 (1) 定期的に有り(月 円) (2) 時々有り(1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1無 2有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1無 2有 3現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1母親 2父親 3その他()
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1無 2有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所
氏 名

様式第2号(その6)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした 父又は母の氏名	
保護命令を受けた者(相手) と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住所

氏名

様式第2号(その7)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
毛呂山町長 あて

住 所
氏 名

様式第2号(その8)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父の状況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪問	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生計の維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
毛呂山町長 あて

住所
氏名

様式第2号(その9)(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び
「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所

氏 名

様式第2号の2(第13条関係)

養育費申告書

※ 受付年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

	受取人	養育費の額	誰からのものか	備考
1月	母(父)・児童	円		
2月	母(父)・児童	円		
3月	母(父)・児童	円		
4月	母(父)・児童	円		
5月	母(父)・児童	円		
6月	母(父)・児童	円		
7月	母(父)・児童	円		
8月	母(父)・児童	円		
9月	母(父)・児童	円		
10月	母(父)・児童	円		
11月	母(父)・児童	円		
12月	母(父)・児童	円		
合 計	母(父)	円		
	児童	円		

上記のとおり相違ありません。
年 ____ 月 ____ 日 氏名 _____ 印

- (注) 1 前夫(妻)(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父母となっている児童の父(母))から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費が無い場合は「養育費の額」の欄に必ず「0」を記入してください。
- 3 養育費は、ひとり親家庭等医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記※欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第3号(第13条関係)

(表)

① ひとり親家庭等医療費受給者証				
受給者証番号				
氏名				
住所				
受給者	氏名	続柄	生年月日	備考
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日交付				
埼玉県入間郡毛呂山町長 氏 名 印				

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、毛呂山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付の一部負担金について支給を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に医療機関等の窓口で提示してください。
- 3 学校(幼稚園)管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 4 次の場合は、必ず町役場に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。
 - (3) 生活保護又はそれに準ずる制度の適用を受けることになったとき。
 - (4) その他、資格登録内容に変更が生じたとき。
- 5 この証は、受給資格を喪失したときは速やかに町役場に返してください。
- 6 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

様式第4号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

毛呂山町長



年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、毛呂山町長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを、毛呂山町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において毛呂山町を代表するものは、毛呂山町長です。

様式第4号の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費
支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

毛呂山町長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、毛呂山町長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを、毛呂山町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において毛呂山町を代表するものは、毛呂山町長です。

様式第5号(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所

氏 名

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1紛失した 2破いた 3汚した 4その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第6号(第17条関係)

処 理 欄	一部負担金の額	高額療養費の額	附 加 給 付 額	自 己 負 担 金 額	支 給 額 計
	円	円	円	円	円

ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 支 給 申 請 書 年 月 日 毛呂山町長 あて 住所 氏名 電話 下記のとおり、 年 月分の医療費を申請します。						
受 給 者	受給者証 記号番号		加 入 医 療 保 険	世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の氏名		
	ふりがな			市町村民税の状況	課税 ・ 非課税	
	氏 名			名 称	<input type="checkbox"/> 毛呂山町国民健康保険 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会(支部) <input type="checkbox"/> ()健康保険組合 <input type="checkbox"/> その他()	
	生年月日	年 月 日生				

注) 太枠内を、記入して下さい。

※医療機関等記入欄

領 収 書			
円			
ただし、 年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 円含む)			
—入院時食事療養に係る標準負担額は含まない—			
保険診療総点数	点	他法負担分点数	点
年 月 日			
患者氏名 _____ 様		医療機関等所在地	
		名 称	
		氏 名	
		印	

注)1 点数で記入できない場合は、保険診療総点数の欄に10割分の金額を記入して下さい。

(この場合は必ず円を記入して下さい。)

- この領収書は、健康保険の対象とならない費用は含めず記入して下さい。
- 他法負担分点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

診療費領収書貼付け欄

様式第8号(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

毛福発第 号
年 月 日

様

毛呂山町長 印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給方法

あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

様式第9号(第19条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号				
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)		
	新住所 (旧住所)	〒 電話 ()		
	(新)勤務内容	職業		
		勤務先名称		
		勤務先所在地		
	(新)加入医療保険	保険の種類		
		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名	申請者との続柄	
		記号番号	保険者	符号名称
		保険者所在地	〒 電話	
		附加給付の有無		
その他の事項				
変更年月日	年 月 日			
消滅の場 合	消滅理由	1 他市町村に転出 転出先() 電話 ()		
		2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由() 5 その他()		
消滅年月日	年 月 日			
<p>上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の申請事項が変更されたので届け出します。申請資格が消滅</p> <p>年 月 日 毛呂山町長 　　あて</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>				

様式第10号(第20条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

毛呂山町長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 消滅者氏名
- 消滅した年月日 年 月 日
- 消滅した理由

教 示

- 審査請求について
この処分に不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、毛呂山町長に対して審査請求をすることができます。
- 取消訴訟について
この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを、毛呂山町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において毛呂山町を代表するものは、毛呂山町長です。